

令和8年度  
延岡市地域こどもの生活支援強化事業  
募集要項

延岡市 健康福祉部 およこ保健福祉課

1. 事業概要

(1) 事業の目的

こどもたちが気軽に立ち寄ることができる居場所を設けることによって、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

(2) 事業内容

支援活動を行う事業であって、下記のすべてを満たすものとする。

- ① 営利を目的としないこと。
- ② 宗教的活動又は政治活動を助長するおそれがないこと。
- ③ 支援活動の対象者を補助事業者の関係者に限定していないこと。
- ④ 原則として、通年で月1回以上、支援活動を実施すること。

\*食事の提供の際は、食物アレルギーへの対応について十分配慮すること。

また、食中毒等が発生しないよう、対象者の安全管理、衛生管理に努めること。

\*事業実施にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。

(3) 事業実施期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

#### (4) 補助対象経費

事業実施に必要な経費のうち、下記のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	補助上限額
報酬、報償費、改修費、備品購入費、 需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料 費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、 使用料及び賃借料、その他必要と認められる経費	補助対象経費 の全額	1か所あ たり年間 314万円

ただし、下記について実施する場合は、当該各号に定める額を加算するものとする。

- ① 通年で実施する補助事業に加え、夏休み等の学校で規定される休業日のいずれかにおいて事業実施回数を増加する場合 100万円
- ② 令和8年4月以降に新たに補助事業に取り組む団体  
支援活動の場1か所あたり152万円（加算は1回に限る）

※なお、①及び②を実施しようとする場合は、事前に担当課と協議し、了承を得ることが必要です。

#### 【補足事項】

※補助対象経費は、実施に必要な最低限の実費とする。

- ・報酬、報償費は、口座振込等による方法で支払われていないものや、明細書等により金額その他必要な事項が確認できないものは、補助対象としない。
- ・団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の恒常的な経費は補助対象としない。
- ・自宅、団体の事務所等として使用している物件を利用する場合の物件使用料、および、その他適当と認められない経費は、補助対象としない。
- ・食材の確保については、可能な限り寄付の受け入れを行うこと。
- ・備品の購入については、下記のいずれかを満たすもののみ補助対象とする。
  - ① 事前に担当課と協議し、了承を得たもの
  - ② 事業開始時に提出された事業計画書に明示されているもの

## 2. 補助事業への応募

### (1) 応募資格

補助事業への応募においては、下記の要件をすべて満たす団体を対象とする。

- ① 市内に所在し、市内で支援活動を行う団体であること。
- ② 構成員の過半数が延岡市民である団体であること。
- ③ 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員等の反社会的活動の統制の下にある団体ではないこと。
- ④ 市税等の滞納がない団体であること。

(2) 募集期間

令和8年6月17日(水)～令和8年7月3日(金)

※土日祝を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

事前に担当課に連絡のうえ、持参により提出すること

(4) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は下記のとおりとし、各1部ずつ用意すること。

提出書類
① 事業計画書(様式第1号)
② 収支予算書(様式第2号)
③ 団体の概要や事業内容がわかる資料
④ 暴力団等でないことの誓約書(様式第3号) ※両面印刷により提出すること。
⑤ 市税等の完納証明書 ※法人以外の団体にあつては、その代表者のものとする
⑥ 補助金等交付申請書(規則様式第1号)

※①②④⑥は、延岡市ホームページより様式をダウンロードすること。

(5) 申請後の審査について

提出書類が揃い次第、随時審査する。

(6) 交付決定団体確定後の公表

交付決定団体については、8月下旬を目途に延岡市公式ホームページに掲載する。

### 3. 交付決定について

補助金の交付については、補助上限額にかかわらず、予算の範囲内で決定するものとする。

なお、交付の決定については、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により通知するものとする。また、審査の結果、補助金を交付しないと決定した場合は、理由を付して、補助金等不交付決定通知書(規則様式第3号)により通知するものとする。

#### 4. 緊急報告について

補助事業者は、児童虐待を受けたと思われる児童その他の早急に支援が必要と思われる児童を発見したときは、速やかに市へ報告しなければならない。

#### 5. 事業完了後の実績報告について

補助団体は、事業完了後 20 日以内、または補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、下記のとおり書類を提出すること。

提出書類
① 収支計算書（様式第4号）
② 補助事業に係る領収書など支出を証する書類
③ 実績報告書（様式第5号）

##### 【注意事項】

※①、③については、延岡市公式ホームページより様式をダウンロードすること。

※②について、購入に係るものはレシート等の品目、数量、単価がわかるものに限る。  
不明なものは補助対象として認めない。

#### 6. 担当部署

延岡市 健康福祉部 おやこ保健福祉課 家庭福祉係（市役所本庁舎2階）

所在地：延岡市東本小路2番地1

電話：0982-20-7202（直通）

メール：oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp